

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(連結)

<定量的な開示事項>

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第1号(自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額)

自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社については該当ございません。

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第2号(自己資本の構成に関する次に掲げる事項)

イ. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

- (1) 資本金及び資本剰余金
- (2) 利益剰余金
- (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額
- (4) 自己資本比率告示第五条第二項又は第二十八条第二項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
- (5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの
- (6) 自己資本比率告示第五条第一項第一号から第四号まで又は第二十八条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額
- (7) 自己資本比率告示第五条第一項第五号又は第二十八条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額
- (8) 自己資本比率告示第五条第七項又は第二十八条第三項の規定により基本的項目から控除した額

ロ. 自己資本比率告示第六条又は第二十九条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第七条又は第三十条に定める準補完的項目の額の合計額

ハ. 自己資本比率告示第八条又は第三十一条に定める控除項目の額

二. 自己資本の額

連結自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	平成21年9月期	平成22年9月期
資本金	22,725	22,725
資本剰余金	17,630	17,629
利益剰余金	61,116	66,853
自己株式	△2,667	△2,194
社外流出予定額	△685	△675
新株予約権	—	43
連結子法人等の少数株主持分	2,373	2,796
基本的項目	100,492	107,178
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,195	1,179
一般貸倒引当金	5,488	5,304
負債性調達手段	—	—
補完的項目	6,684	6,484
自己資本総額	107,176	113,662
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,542	1,542
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	—	—
控除項目計	1,542	1,542
自己資本額	105,633	112,119
資産(オン・バランス)項目	806,361	776,684
オフ・バランス取引等項目	9,257	10,206
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	62,545	61,830
リスク・アセット額	878,163	848,721
自己資本比率(国内基準)	12.02%	13.21%
参考：Tier1比率(国内基準)	11.44%	12.62%

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第3号(自己資本の充実度に関する次に掲げる事項)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1)標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2)内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。) (i)事業法人向けエクスポージャー(ii)ソブリン向けエクスポージャー(iii)金融機関等向けエクスポージャー(iv)居住用不動産向けエクスポージャー(v)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(vi)その他リテール向けエクスポージャー

(3)証券化エクスポージャー

資産(オン・バランス)項目

(単位:百万円)

	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト(%)	平成21年9月期	平成22年9月期
		所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公営企業等金融機構向け	10~20	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	86	53
10. 地方三公社向け	20	26	45
11. 金融機関及び証券会社向け	20~100	177	234
12. 法人等向け	20~100	13,184	12,213
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	7,884	8,160
14. 抵当権付住宅ローン	35	2,169	2,198
15. 不動産取得等事業向け	100	4,729	4,936
16. 三月以上延滞等	50~150	279	221
17. 取立未済手形	20	0	2
18. 信用保証協会等による保証付	10	133	121
19. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—	—
20. 出資等	100	882	774
21. 上記以外	100	2,688	2,094
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	11	11
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
		32,254	31,067

オフ・バランス取引等項目

(単位:百万円)

	掛目(%)	平成21年9月期	平成22年9月期
		所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	4	2
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	65	67
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—
5. NIF又はRUF	50	—	—
	<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	—	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	298	335
(うち借入金の保証)	100	298	335
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控除額(△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	1	2
カレント・エクスポージャー方式	—	1	2
派生商品取引	—	1	2
外為関連取引	—	1	2
金利関連取引	—	—	—
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合計	—	370	408

当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、上記(2)は該当ございません。

- ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
- (1)マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳(i)簡易手法が適用される株式等エクスポージャー(ii)内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
- (2)PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
- 当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
- 当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
- (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。)
- (2)内部モデル方式
- 当行連結グループは、自己資本比率告示第四条により、マーケット・リスク相当額を不算入の扱いとしているため、該当ございません。

- ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
- オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額
- (単位:百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額合計	2,501	2,473
うち基礎的手法	2,501	2,473
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

ヘ. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第六条第二号において同じ。)

連結自己資本比率及び連結基本的項目比率

(単位：％)

	平成21年9月期	平成22年9月期
連結自己資本比率(国内基準)	12.02	13.21
連結基本的項目比率(国内基準)	11.44	12.62

ト. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第二条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第二十五条)の算式の分母の額にパーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては四パーセント)を乗じた額をいう。第六条第五号において同じ。)

連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期
連結総所要自己資本額(国内基準)	35,126	33,948

※平成21年9月期末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)878,163百万円×4%=35,126百万円

※平成22年9月期末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)848,721百万円×4%=33,948百万円

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第4号

信用リスク(信用リスク・アセットみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

(単位：百万円)

平成21年9月期		信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
		合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計		1,856,958	1,304,259	269,891	37	8,516
国外計		11,334	—	10,417	6	—
地域別合計		1,868,293	1,304,259	280,309	43	8,516
製造業		53,183	43,975	150	12	59
農業、林業		1,026	1,001	—	—	7
漁業		636	636	—	—	3
鉱業、採石業、砂利採取業		1,751	1,655	—	—	45
建設業		59,132	58,611	500	0	792
電気・ガス・熱供給・水道業		11,566	9,105	—	—	—
情報通信業		14,260	13,294	—	—	36
運輸業、郵便業		25,210	23,844	100	20	18
卸売業、小売業		157,372	154,823	500	3	1,143
金融業、保険業		191,590	10,352	19,719	6	—
不動産業、物品賃貸業		157,668	154,003	3,409	—	772
各種サービス業		156,097	155,507	—	—	1,066
国・地方公共団体		396,616	142,178	254,437	—	—
個人		535,267	535,267	—	—	4,571
その他		106,912	—	1,491	—	—
業種別合計		1,868,293	1,304,259	280,309	43	8,516
1年以下		469,336	295,518	14,892	43	2,036
5年以下		350,606	206,899	142,825	—	1,114
10年以下		290,627	229,827	60,800	—	1,202
10年超		634,183	572,013	61,791	—	3,651
期間の定めのないもの		123,539	—	—	—	512
残存期間別合計		1,868,293	1,304,259	280,309	43	8,516

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は1,377百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) (単位：百万円)

平成22年9月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	1,976,973	1,345,699	381,486	59	6,631
国外計	16,690	—	14,942	38	—
地域別合計	1,993,664	1,345,699	396,429	98	6,631
製造業	49,352	42,230	150	42	300
農業、林業	1,173	1,173	—	—	1
漁業	666	666	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2,592	2,545	—	—	48
建設業	57,054	56,903	—	4	407
電気・ガス・熱供給・水道業	11,105	8,644	—	—	—
情報通信業	12,981	12,373	—	—	3
運輸業、郵便業	19,267	18,097	—	9	526
卸売業、小売業	149,825	148,367	—	2	866
金融業、保険業	176,075	13,547	14,430	38	—
不動産業、物品賃貸業	159,486	155,456	2,490	—	748
各種サービス業	148,882	148,399	—	—	578
国・地方公共団体	532,070	154,210	377,860	—	—
個人	583,084	583,084	—	—	3,150
その他	90,045	—	1,497	—	—
業種別合計	1,993,664	1,345,699	396,429	98	6,631
1年以下	541,815	292,833	103,620	98	1,432
5年以下	313,326	200,111	112,574	—	1,033
10年以下	314,331	229,657	84,488	—	1,356
10年超	718,993	623,097	95,745	—	2,460
期間の定めのないもの	105,198	—	—	—	349
残存期間別合計	1,993,664	1,345,699	396,429	98	6,631

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は2,758百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

- 二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

	平成21年9月期				平成22年9月期			
	期首残高	期中 増加額	期中 減少額	当期末残高	期首残高	期中 増加額	期中 減少額	当期末残高
一般貸倒引当金	6,242	1,573	1,631	6,184	6,298	523	786	6,036
個別貸倒引当金	8,667	2,200	2,264	8,603	7,638	2,025	2,332	7,332
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	14,909	3,773	3,896	14,787	13,937	2,549	3,118	13,368

一般貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

(単位: 百万円)

		平成21年9月期				平成22年9月期			
		期首残高	期中 増加額	期中 減少額	当期末 残高	期首残高	期中 増加額	期中 減少額	当期末 残高
	国内計	6,242	1,573	1,631	6,184	6,298	523	786	6,036
	国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計		6,242	1,573	1,631	6,184	6,298	523	786	6,036
業種別計	製造業	472	35	61	446	439	24	47	416
	農業、林業	1	0	0	1	1	0	0	1
	漁業	5	50	1	54	53	0	0	52
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	0	4	2	0	6
	建設業	1,321	105	138	1,288	1,221	49	94	1,176
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	1	2	0	0	1
	情報通信業	86	4	4	87	91	3	6	89
	運輸業、郵便業	48	19	14	53	43	7	15	35
	卸売業、小売業	562	240	184	618	546	91	135	501
	金融業、保険業	30	5	14	20	17	2	14	5
	不動産業、物品賃貸業	775	44	164	654	640	53	90	603
	各種サービス業	908	767	781	894	1,256	53	88	1,222
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	1,671	263	214	1,721	1,723	193	259	1,658
	その他	354	35	49	341	255	40	31	264
業種別計		6,242	1,573	1,631	6,184	6,298	523	786	6,036

個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

(単位: 百万円)

		平成21年9月期				平成22年9月期			
		期首残高	期中 増加額	期中 減少額	当期末 残高	期首残高	期中 増加額	期中 減少額	当期末 残高
	国内計	8,667	2,200	2,264	8,603	7,638	2,025	2,332	7,332
	国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計		8,667	2,200	2,264	8,603	7,638	2,025	2,332	7,332
業種別計	製造業	195	59	34	221	281	221	158	344
	農業、林業	210	2	210	2	8	2	2	8
	漁業	—	—	—	—	14	6	2	18
	鉱業、採石業、砂利採取業	5	0	0	4	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	573	543	328	788
	電気・ガス・熱供給・水道業	417	435	236	615	—	—	—	—
	情報通信業	—	—	—	—	3	0	3	0
	運輸業、郵便業	75	6	2	79	204	86	26	265
	卸売業、小売業	28	8	12	24	1,174	224	589	808
	金融業、保険業	1,645	242	460	1,427	—	—	—	—
	不動産業、物品賃貸業	—	0	—	0	746	16	110	651
	各種サービス業	1,106	122	45	1,183	788	117	140	764
	国・地方公共団体	803	186	293	696	—	—	—	—
	個人	2,964	647	838	2,772	3,084	749	942	2,892
	その他	1,214	488	129	1,574	759	57	28	789
業種別計		8,667	2,200	2,264	8,603	7,638	2,025	2,332	7,332

ホ. 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

貸出金償却額の内訳(業種別)

(単位: 百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期
製造業	4	—
農業、林業	0	—
漁業	—	2
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	37	47
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	31
卸売業、小売業	261	584
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	43	15
各種サービス業	50	34
国・地方公共団体	—	—
個人	665	529
その他	—	—
業種別計	1,065	1,245

- ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第八条第一項第三号及び第六号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)又は第三十一条第一項第三号及び第六号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位: 百万円)

	平成21年9月期			平成22年9月期		
	エクスポージャーの額合計			エクスポージャーの額合計		
		うち格付あり	うち格付なし		うち格付あり	うち格付なし
0%	478,786	6,883	471,903	603,135	33,421	569,714
10%	17,576	3,492	14,084	10,515	4,945	5,570
20%	147,337	143,089	4,248	145,257	138,788	6,468
30%	2,473	2,473	—	1,946	1,946	—
35%	155,008	—	155,008	157,068	—	157,068
40%	561	561	—	400	400	—
50%	17,418	15,250	2,167	12,664	11,331	1,333
75%	389,703	—	389,703	430,850	—	430,850
100%	525,532	21,513	504,018	497,426	18,338	479,087
150%	4,035	—	4,035	3,272	—	3,272
350%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	1,738,434	193,264	1,545,170	1,862,539	209,173	1,653,365

※国債及び日本銀行向けエクスポージャーは格付なしに計上しています。

※デリバティブは与信相当額を計上しています。

※参加利益を購入したローン・パーティシペーションについては、原債務者と原債権者(参加利益の売却者)それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトの区分に計上しています。

- ト. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

- チ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的內部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的內部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

- リ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/

LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

当行連結グループは、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第5号(信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項)

イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

(1)適格金融資産担保

(2)適格資産担保(基礎的内部格付手法採用行に限る。)

ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

当行を親とする連結子会社では、信用リスク削減手法を適用しておりません。

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第6号(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項)

当行を親とする連結子会社では、派生商品取引を行っておりません。

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第7号(証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(2)原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(6)自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(7)早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)(i)早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額(ii)連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額(iii)連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(8)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(9)証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3)自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当行を親とする連結子会社では、証券化取引を行っておりません。

また、当行を親とする連結子会社では、証券化エクスポージャーを保有しておりません。

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第8号(マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式を使用する連結グループに限る。))

イ. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明
 当行連結グループは、自己資本比率告示第四条により、マーケット・リスク相当額を不算入の扱いとしているため、該当ございません。

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第9号(銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成21年9月期		平成22年9月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	21,213		16,175	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	2,447		2,200	
合計	23,660	23,660	18,375	18,375

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期
子会社・子法人等	—	—
関連法人等	—	—
合計	—	—

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期
売却損益額	62	△297
償却額	418	646

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

平成21年9月期：貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は2,535百万円です。

平成22年9月期：貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は516百万円です。

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ございません。

ホ. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

当行連結グループは、海外営業拠点を有していないため、自己資本比率告示第十八条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額については該当ございません。

ヘ. 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

当行連結グループは、標準的手法採用行であり、自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーについては該当ございません。

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第10号(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額)

当行連結グループは、標準的手法採用行であり、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額については該当ございません。

○自己資本比率告示第5条・第4条第3項第11号(銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額)

当行を親とする連結子会社を対象とした銀行勘定における金利リスクについては、連結子会社の総資産の総合計を親銀行の金利感応性のあるバンキング勘定の資産、負債、オフ・バランスと比較した場合、残高が5%未満であることから重要性に乏しいため、計測していません。